

企業イノベーションをサポートする「研究開発費用追加控除政策執行ガイドライン 2.0」及び 2 つの新政策

2023 年 10 月
第 27 号

概要

近年、中国は企業が実施する研究開発及びイノベーション活動を一貫して支援し、税務優遇措置においても取り組みを強化し続けています。このうち、研究開発費用追加控除の優遇措置をどのように法令を遵守して享受するかについては、企業の関心の焦点であると考えます。企業のイノベーション活動を促進するため、国家税務総局所得税司及び中華人民共和国科学技術部政策法规・革新体系建設司は、2023 年 7 月、「研究開発費用追加控除政策執行ガイドライン(2.0 版)」¹(以下、「ガイドライン 2.0」)を共同公布し、企業が研究開発費用追加控除に関する政策をより具体的に理解できるよう、各種の観点から研究開発費用追加控除に係る現行政策を体系的に整理しました。

2023 年 9 月、「財政部、国家税務総局の先進製造業企業の増値税追加低減政策に関する公告」²(中華人民共和国財政部、国家税務総局公告[2023]43 号)(以下、「43 号公告」)、「財政部、国家税務総局、国家発展改革委員会、工業・信息化部の集積回路及び産業用工作機械企業の研究開発費用追加控除比率の引き上げに関する公告」³(中華人民共和国財政部、国家税務総局、中華人民共和国国家発展改革委員会、中華人民共和国工業・信息化部公告[2023]44 号)(以下、「44 号公告」)の 2 つの新政策が公布され、先進製造業企業、集積回路及び産業用工作機械企業の研究開発への投資の拡大、そして科学技術イノベーションの加速に対し更なる支援が行われています。

今号の「中国税務ニュースフラッシュ」では、「ガイドライン 2.0」の主な内容、及び 2 つの新政策における政策要点をまとめるとともに、PwC の見解をご紹介します。

詳細内容

「研究開発費用追加控除政策執行ガイドライン(2.0 版)」の主な内容及び変更点

2018 年、「研究開発費用追加控除政策執行ガイドライン(1.0 版)」(以下、「ガイドライン 1.0」)が公布され、納税者から幅広く歓迎されました。「ガイドライン 2.0」は、「ガイドライン 1.0」をもとに見直しがなされています。「ガイドライン 2.0」は主に、「研究開発費用追加控除政策の概要」、「研究開発活動に該当するか否かの境界」、「研究開発プロジェクトの管理」、「研究開発費用追加控除政策の主な内容」、「追加控除研究開発費用の計算要求」、「研究開発費用追加控除の申告及び後続管理」の計 6 章で構成され、研究開発の定義、現行政策規定の概要、プロジェクト管理要求、計算要求、届出及び申告管理などの観点から、研究開発費用追加控除政策を解説しています。「ガイドライン 1.0」と比較した「ガイドライン 2.0」の主な変更内容は以下の通りです。

1. 研究開発活動の分類の見直し

「ガイドライン 2.0」では、研究開発活動の分類を以下の通り変更しています。

- 「フラスカティ・マニュアル」(研究開発活動の統計データを収集し報告を行う指針として OECD により取りまとめられた文書)に基づく研究開発活動の分類の変更が行われ、研究開発活動の分類に「基礎研究」を追加。当該基礎研究の定義は、「財政部、国家税務総局の企業の基礎研究投入における税務優遇政策に関する公告」(中華人民共和国財政部、国家税務総局公告 [2022]32 号)の定義と一致。
- 「応用研究」及び「試験発展」の主要目的が修正され、「特定の科学研究成果に対する直接応用、既存の製品、サービス、技術、材料または工程プロセスに対して行う重複的または簡易的な変更」、「市場調査、品質管理、補修メンテナンス、標準検査」などは研究開発活動に該当しないと強調。
- 研究開発活動の分類から「実質的改善」を除外し、「試験発展」の分類へ統合。

2. 研究開発活動の判断要点及びその詳細内容の見直し

「ガイドライン 2.0」では、研究開発活動の判断要点を「明確なイノベーション目標の有無」、「系統的な組織形態の有無」及び「研究開発結果の不確実性」とし、3 つの判断要点の詳細内容の見直しが行われ、企業が行うプロジェクトが関連する要求を満たすかどうかの判断に資する更なる指針を設けています。

要点 1「明確なイノベーション目標の有無」:「新知識、新工程、新材料、新製品、新基準など」の観点を踏まえて、プロジェクトが革新性を備えているかを判断する。

要点 2「系統的な組織形態の有無」:「プロジェクトの立案、実施、終了を経た組織的プロセス」を追加し、研究開発活動の判断におけるプロジェクト管理の重要性を強調。

要点 3「研究開発結果の不確実性」:プロジェクトの研究開発結果の不確実性をより証明するため、「反復的に続けられる試験、テストを経なければならない」の指針を追加。

3. 「研究開発活動に該当するか否かの境界及び説明」を追加

新規研究開発活動とその他製造活動の判別、研究開発活動とその他科学技術活動の判別、及びソフトウェア関連の研究開発活動と非研究開発活動の判別を例示列挙で示し、追加控除対象となる研究開発活動についてより詳細な判断指針を提供しています。このうちいくつかの特殊な状況については、以下のように強調しています。

- プロトタイプ的设计、製造及び試験はいずれも研究開発活動に該当するものの、量産を目的に試作された初回ロット製品はプロトタイプには属さず、その製造は研究開発活動に該当しない。
- 標準検査は、研究開発人員が行ったとしても研究開発活動に該当しない。
- 品質制御、試験などの科学技術活動それ自体が単独で見ても研究開発活動に該当しなくとも、研究開発を主な目的としている場合、研究開発活動とみなせる。
- ソフトウェア開発活動によりソフトウェア著作権を取得したとしても、必ずしも研究開発とはならない。ソフトウェア開発活動が研究開発活動の定義に合致する場合のみ、研究開発活動などに該当する。

上述の内容は、比較的専門的な要素が含まれ、企業が研究開発費用追加控除を享受できるかどうかにおいて極めて重要であると考えます。ガイドラインは研究開発活動に該当するか否かの境界について参照事例を一部提供しているものの、実務上、企業自らが判別を行う際には一定の困難が生じると想定されます。

4. 「研究開発プロジェクトのプロセス管理」を追加

「ガイドライン 2.0」では、研究開発費用追加控除政策適用における 2 つの中核とは「研究開発活動の判断」及び「研究開発費用の正確な計算、集計」であり、両者はどちらも研究開発プロジェクトの基礎としなければならないと強調しています。従い、規範化された研究開発プロジェクト管理が研究開発費用追加控除政策適用の基礎及び前提となり、企業としては研究開発費用追加控除政

策適用の可能性を拡大できるよう、研究開発プロジェクトについて立案、実施から終了に至るまでの管理制度を確立することが求められます。

なお、上述の内容は新たに追加された内容であり、「系統的な組織形態の有無」の判断に影響することに注意が必要と考えます。

2つの新政策の主な内容

43号公告は、2023年1月1日から2027年12月31日の期間において、先進製造業企業（先進製造業企業とは、ハイテク企業に該当する製造業である一般納税者を指す）は、増値税に関連する優遇も享受することができ、当期控除可能な本来の仕入増値税額に5%を上乗せして追加控除ができると規定しています。当該政策により、ハイテク企業は、企業所得税優遇税率、研究開発費用追加控除及び増値税追加控除などの様々な税務上の優遇措置を享受できる可能性があります。

また、44号公告は、集積回路企業及び産業用工作機械企業（産業用工作機械企業とは、44号公告添付資料「先進産業用工作機械製品基本基準」に合致した製品を生産販売する企業を指す）を対象として研究開発活動で実際に発生した研究開発費用の追加控除比率を120%まで更に引き上げています。施行期間は2023年1月1日から2027年12月31日を対象とし、集積回路産業及び産業用工作機械産業の発展の促進を目的としています。

まとめ

近年、中国は研究開発費用追加控除の比率の持続的な引上げ、ハイテク企業の資格に基づく新たな税務優遇措置の実施など、企業が実施する研究開発イノベーション活動に対して政策支援を続けています。一方、研究開発費用追加控除及びハイテク企業の資格に対する監督管理及び審査はより厳格化しており、直近の公開情報では、規定に反した追加控除の享受により処罰を受ける企業が増えており、また各省市が発表するハイテク企業の資格の取消件数も増加する傾向にあります。

上述の状況を踏まえ、税務優遇措置を適切に享受するため、下記の内容について検討することを提案します。

- 1) 国の産業政策方針へ積極的に対応し、技術研究開発を通して製品競争力を高めるとともに、基礎研究開発、国が後押しするコア技術及びエコ・省エネ・環境保護などの社会的責任も考慮しつつ企業の研究開発戦略を確認する。会社の研究開発を中国政府のマクロ目標に合わせることで、政府の研究開発優遇政策を自然に享受できるようにする。
- 2) 実態に則して企業の研究開発活動を反映し、活動を誇張したり、単一のテンプレートを用了簡易な整理をしない。審査対策資料及び関連する証明資料を入念に準備し、企業自身の研究開発の特徴や強みを強調する。
- 3) 研究開発管理を重視し、適切な賞罰制度を含めた研究開発管理制度を確立する。真実性、データの合理性、資料の十分性を備え、合理的かつ合法的に優遇措置を享受する。

また、条件に合致する先進製造業企業、集積回路企業及び産業用工作機械企業の科学技術イノベーションの加速に対し増値税追加控除の税務優遇措置など更なる支援が行われています。具体的な分析は、「中国税務ニュースフラッシュ」2023年第24号をご参照ください⁴。

注釈

1. 「研究開発費用追加控除政策執行ガイドライン(2.0版)」
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfqk/c100022/c5215324/content.html>
2. 「財政部、税務総局の先進製造業企業の増値税追加低減政策に関する公告」(財政部、税務総局公告2023年第43号)
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfqk/c102416/c5212095/content.html>
3. 「財政部、税務総局、国家発展改革委員会、工業・信息化部の集積回路及び産業用工作機械企業の研究開発費用追加控除比率の引き上げに関する公告」(財政部、税務総局、国家発展改革委員会、工業・信息化部公告[2023]44号)
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfqk/c102416/c5213565/content.html>
4. 「中国税務ニュースフラッシュ」2023年第24号-「科学技術イノベーションの発展を支援、増値税等に係る3項目の優遇政策が一斉公布」
<https://www.pwccn.com/en/china-tax-news/chinatax-news-sep2023-24-jp.pdf>

お問い合わせ

本稿で取り上げた内容が貴社に与える影響などについてご質問等がございましたら、下記の **PwC 中国税務・ビジネスコンサルティングチーム** 担当者まで随時ご連絡ください。

PwC 中国税務・ビジネスコンサルティングチーム

黄佳

PwC 中国税務主管パートナー
+86 (21) 2323 3029
elton.huang@cn.pwc.com

庄子男

PwC 中国税務市場主管パートナー
+86 (21) 2323 2580
spencer.chong@cn.pwc.com

陳志希

PwC 中国北部税務主管パートナー
+ 86 (10) 6533 2022
rex.c.chan@cn.pwc.com

任穎麟

PwC 中国中部税務主管パートナー
+86 (21) 2323 2518
alan.yam@cn.pwc.com

李尚義

PwC 中国南部及び香港地区税務主管パートナー
+86 (755) 8261 8899
charles.lee@cn.pwc.com

倪智敏

PwC 中国南部税務主管パートナー
+852 2289 5616
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

PwC 中国研究開発優遇サービスチーム

邱占広

PwC 中国研究開発優遇サービスパートナー
+86 (10) 6533 2268
roger.di@cn.pwc.com

郭歆潔

PwC 中国研究開発優遇サービスパートナー
+86 (21) 2323 3016
landa.guo@cn.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- ・ 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- ・ “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾地区はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2023 年 9 月 11 日現在の情報に基づき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス**により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港特別行政区、シンガポール及び台湾地区の税制及びその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思想的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とノウハウを共有いたします。お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍
TEL: +86 (10) 6533 3028
long.ma@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト(<http://www.pwccn.com>)または香港特別行政区のウェブサイト(<http://www.pwchk.com>)にてご覧いただけます。

www.pwccn.com

© 2023 PwC. 普華永道(PwC 中国)の許可なく配布することを禁じます。普華永道(PwC 中国)とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によっては PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください：www.pwc.com/structure。
各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、他のメンバーファームの作為又は不作為について一切の責任を負いません。

全面升级，《研发费用加计扣除政策执行指引 2.0》及进阶新政再助企业高质创新

二零二三年十月
第二十七期

摘要

近年来，政府部门对于企业从事研发、开展创新活动始终给予高度重视与支持，并在税收政策层面不断加码。其中，如何合规享受研发费用加计扣除政策成为了企业关注的焦点。为了进一步激发企业创新活力，国家税务总局所得税司、科技部政策法规与创新体系建设司于 2023 年 7 月共同发布《研发费用加计扣除政策执行指引（2.0 版）》¹（以下简称“《指引 2.0》”），从各方面对研发费用加计扣除的现行政策作了系统梳理，帮助企业更好地理解研发费用加计扣除相关政策。

2023 年 9 月，《财政部、税务总局关于先进制造业企业增值税加计抵减政策的公告》²（财政部、税务总局公告[2023]43 号，以下简称“43 号公告”）与《财政部、税务总局、国家发展改革委、工业和信息化部关于提高集成电路和工业母机企业研发费用加计扣除比例的公告》³（财政部、税务总局、国家发展改革委、工业和信息化部公告[2023]44 号，以下简称“44 号公告”）两则新政发布，进一步支持、鼓励先进制造业企业、集成电路和工业母机企业加大研发投入，加速科技创新。

在本期《中国税务/商务新知》中，我们将为您介绍《指引 2.0》中的主要内容，以及进阶新政中的政策要点，并与您分享我们的观察。

详细内容

《研发费用加计扣除政策执行指引（2.0 版）》的主要内容与变化

2018 年，多部门曾发布《研发费用加计扣除政策执行指引（1.0 版）》（以下简称“《指引 1.0》”），受到纳税人的广泛欢迎。《指引 2.0》在《指引 1.0》的基础上做了更新与调整。主要内容共分为六个章节，分别是“研发费用加计扣除政策概述”、“研发活动界定”、“研发项目管理”、“研发费用加计扣除政策的主要内容”、“加计扣除研发费用核算要求”、和“研发费用加计扣除申报和后续管理”，从研发活动的定义、现行政策规定概述、项目管理要求、核算要求、备案和申报管理等方面，对研发费用加计扣除政策进行了全面汇总与解读。其中，《指引 2.0》对比《指引 1.0》的主要变化内容包括：

1. 更新研发活动类型

《指引 2.0》更新了研发活动类型，包括：

- 根据《弗拉斯卡蒂（Frascati）手册》更新了研发活动类型，新增“基础研究”研发活动类型。该基础研究的定义与《财政部、税务总局关于企业投入基础研究税收优惠政策的公告》（财政部、税务总局公告[2022]32号）中的定义一致；
- 修改“应用研究”与“试验发展”的主要目的，强调了“对某项科研成果的**直接应用**，对**现存**产品、服务、技术、材料或工艺流程进行的**重复或简单改变**”、“**市场调查、质量控制、维修维护、常规测试**”等不属于研发活动范畴；
- 删除了“实质性改进”研发活动类型，将其融入“试验发展”中。

2. 更新研发活动判断要点及内涵

《指引 2.0》将研发活动判断要点更新为“有明确创新目标”、“有系统组织形式”、以及“研发结果不确定”，并对三个要点的内涵做了修改，更加有助于企业判断项目是否满足相关要求。

要点一“有明确创新目标”：可结合项目是否获得了“新知识、新技术、新工艺、新材料、新产品、新标准等”判断项目是否具有创新性；

要点二“有系统组织形式”：新增“经过立项、实施、结题的组织过程”的要求，强调项目管理对于研发活动判断的重要性；

要点三“研发结果不确定”：新增“必须经过反复不断的试验、测试”的要求，旨在进一步佐证项目研发结果存在不确定性。

3. 新增“研发活动判断的边界和说明”

包括新增研发活动与其他产业活动的判别、研发活动与其他科技活动的判别、以及软件相关研发活动与非研发活动的判别。这部分新增内容通过列举的形式，对可加计扣除的研发活动提供了更细化的判断方向。其中更是对一些特殊情况做了强调，例如：

- 原型的设计、制造和测试都属于研发活动；但为了进行批量生产而试生产的首批产品不是原型，其制造**不属于**研发活动；
- 即使由研发人员进行的常规测试也**不属于**研发活动；
- 科技活动单独看其本身并不是研发活动，但如果主要是为了实现研发需求，也是可以视为研发活动；
- 软件开发活动即使取得了软件著作权，也**不一定是**研发活动。只有当软件开发活动符合研发活动的界定时，才属于研发活动等。

需要注意的是，该部分的判别对于企业能否享受研发费用加计扣除极为关键，且专业性较强、复杂程度较高。虽然指引对研发活动的边界提供了部分举例参照，但面临实操中的具体情形，企业在自行判别时仍存在一定的难度。

4. 新增“研发项目的流程管理”

《指引 2.0》强调，“适用研发费用加计扣除政策的两大核心是‘研发活动的判断’和‘研发费用的准确核算归集’，而两者都需要以**研发项目**为基础。”所以，规范的研发项目管理是研发费用加计扣除政策适用的基础和前提，并建议企业对研发项目从立项、实施到结题，建立管理制度，以便可以更好地适用研发费用加计扣除政策。

需要注意的是，该部分内容为全新增加内容，直接影响对项目是否“具有系统组织形式”的判断。

进阶新政策的主要内容

针对先进制造业企业，43号公告规定，自2023年1月1日至2027年12月31日，高新技术企业中的制造业一般纳税人亦可享受增值税相关优惠，可按照当期可抵扣进项税额加计5%抵减应纳增值税税额。实现高新技术企业在企业所得税优惠税率、研发费用加计扣除与增值税加计抵减等方面的税收红利联动。

针对集成电路企业和工业母机企业，44号公告将上述企业开展研发活动中实际发生的研发费用的加计扣除比例进一步提高至120%，执行期限为2023年1月1日至2027年12月31日，以促进集成电路产业和工业母机产业高质量发展。其中，工业母机企业是指生产销售符合44号公告附件《先进工业母机产品基本标准》产品的企业。

注意要点

近年来，政府部门持续致力于为企业开展研发创新活动提供全方位的政策扶持，例如：持续提高研发费用加计扣除比例、基于高新技术企业资质出台新的税收优惠等。另一方面，政府部门对研发费用加计扣除和高新技术企业资质的监管和审查趋严趋紧。在最近对外披露的公开信息中，我们观察到越来越多企业因违规享受加计扣除而受到了处罚；各省市公布的高新技术企业“摘帽”数量亦呈上升趋势。

面对以上复杂的宏观形势，我们建议从以下几个方面考量，以确保税收优惠的应享尽享：

- 4) 认真审视集团的研发战略，积极响应国家的产业政策导向，在通过技术研发提高产品竞争力的同时，兼顾基础研究、国家关键技术瓶颈攻关和绿色节能环保等社会职责。将企业的研发行为真正契合中国政府的宏观目标，从而自然地享受政府研发优惠。
- 5) 如实反映企业的研发行为，不夸大，不用单一模板简单包装。认真准备留存备查资料与相关佐证材料，突出企业自身研发特性与亮点。
- 6) 注重研发管理，建立健全的研发管理制度，适配合适的奖惩机制，体现研发真实性、数据合理性、文本充分性，合理合法地享受政府优惠。

针对符合条件的先进制造业企业、集成电路企业和工业母机企业，税收政策不断为相关企业增添创新动能。此外，除先进制造业企业以外，集成电路企业和工业母机企业亦有机会根据相关规定享受增值税加计抵减，具体分析可参见《中国税务/商务新知》2023年第二十四期⁴。

注释

1. 《研发费用加计扣除政策执行指引（2.0版）》
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100022/c5215324/content.html>
2. 《财政部 税务总局关于先进制造业企业增值税加计抵减政策的公告》（财政部、税务总局公告 2023 年第 43 号）
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5212095/content.html>
3. 《财政部、税务总局、国家发展改革委、工业和信息化部关于提高集成电路和工业母机企业研发费用加计扣除比例的公告》（财政部、税务总局、国家发展改革委、工业和信息化部公告[2023]44 号）
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5213565/content.html>
4. 《中国税务/商务新知》2023 年第二十四期 - 《支持科技创新发展，增值税等优惠政策三箭齐发》
<https://www.pwccn.com/zh/china-tax-news/2023q3/chinatax-news-sep2023-24.pdf>

联系我们

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响, 请联系:

普华永道中国税务及商务咨询团队

黄佳
普华永道中国税务主管合伙人
+86 (21) 2323 3029
elton.huang@cn.pwc.com

庄子男
普华永道中国税务市场主管合伙人
+86 (21) 2323 2580
spencer.chong@cn.pwc.com

陈志希
普华永道中国北部税务主管合伙人
+ 86 (10) 6533 2022
rex.c.chan@cn.pwc.com

任颖麟
普华永道中国中部税务主管合伙人
+86 (21) 2323 2518
alan.yam@cn.pwc.com

李尚义
普华永道中国南部及香港地区税务主管合伙人
+86 (755) 8261 8899
charles.lee@cn.pwc.com

倪智敏
普华永道中国南部税务主管合伙人
+852 2289 5616
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

普华永道中国研发优惠服务团队

邸占广
普华永道中国研发优惠服务合伙人
+86 (10) 6533 2268
roger.di@cn.pwc.com

郭欢洁
普华永道中国研发优惠服务合伙人
+86 (21) 2323 3016
landa.guo@cn.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2023 年 10 月 19 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙
电话: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

www.pwccn.com

© 2023 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 www.pwc.com/structure。每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。